

I 一般会計および特別会計の状況

1 平成26年度決算の概要

一般会計決算の概要

○決算規模

平成26年度は、「滋賀県行財政改革方針」の最終年度として、財政健全化に向けた取り組みを着実に進める一方、給与カットの終了や、平成25年の台風18号による被害への対応のための災害復旧事業などにも取り組んだことから、決算規模は、歳入・歳出とも2年連続で増加し、平成25年度に引き続き5千億円台となりました。

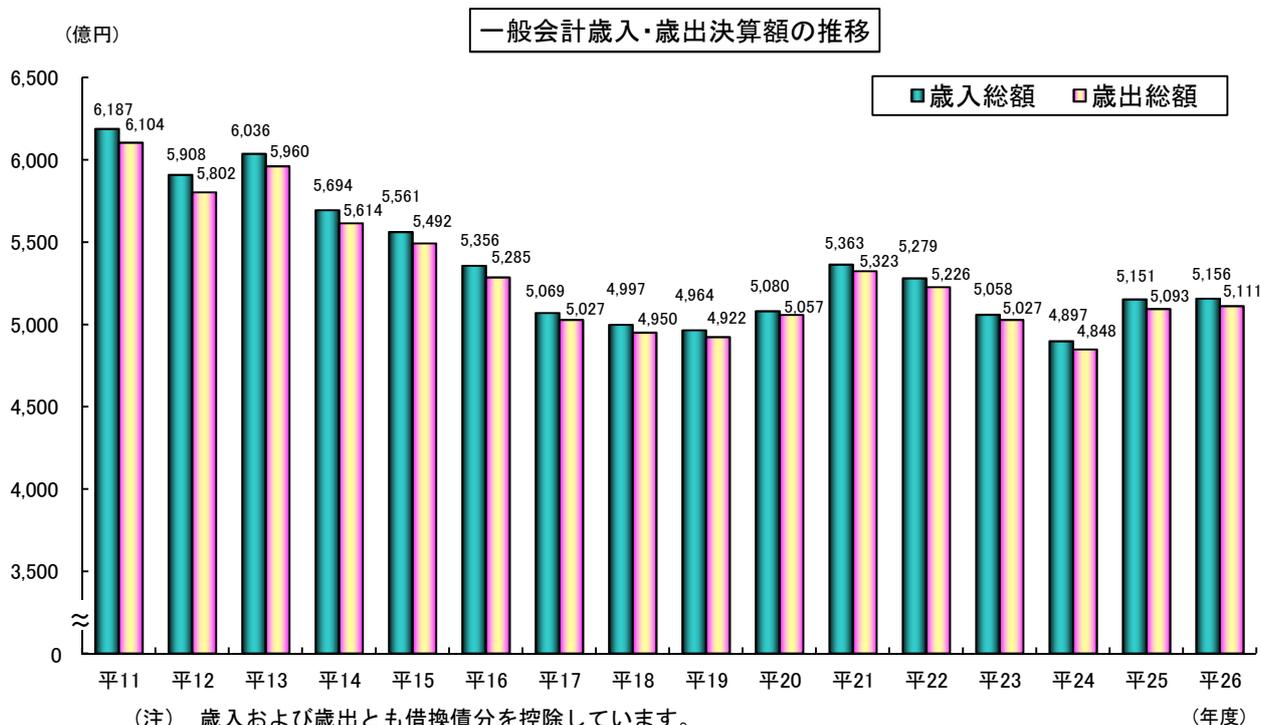
○歳入決算額

県税は、円安が持続している中で輸出関連企業を中心に企業収益の改善が進んだことなどにより法人二税が増収となったことなどから、総額で前年度に比べて増加しました。

国庫支出金は地域の元気臨時交付金、地域自主戦略交付金などの減少により、臨時財政対策債は全国の発行総額の減少により、それぞれ減少した一方で、地方消費税清算金、地方譲与税、地方交付税が増加したことなどにより、歳入決算額は、前年度に比べ5億1,054万9千円増加し、5,155億8,800万2千円となりました。

○歳出決算額

「滋賀県行財政改革方針」に基づき、財政健全化に努める一方、給与カットの終了に伴う職員給与費の増加や社会保障関係費の増加、平成25年の台風18号による被害への対応のための災害復旧事業などにより、歳出決算額は、前年度に比べ18億3,360万2千円増加し、5,111億1,104万2千円となりました。



(1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、44億7,696万円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、8億731万8千円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると7.5%の減となり、平成26年度単年度の収支額は、6,545万8千円のマイナスとなっています。

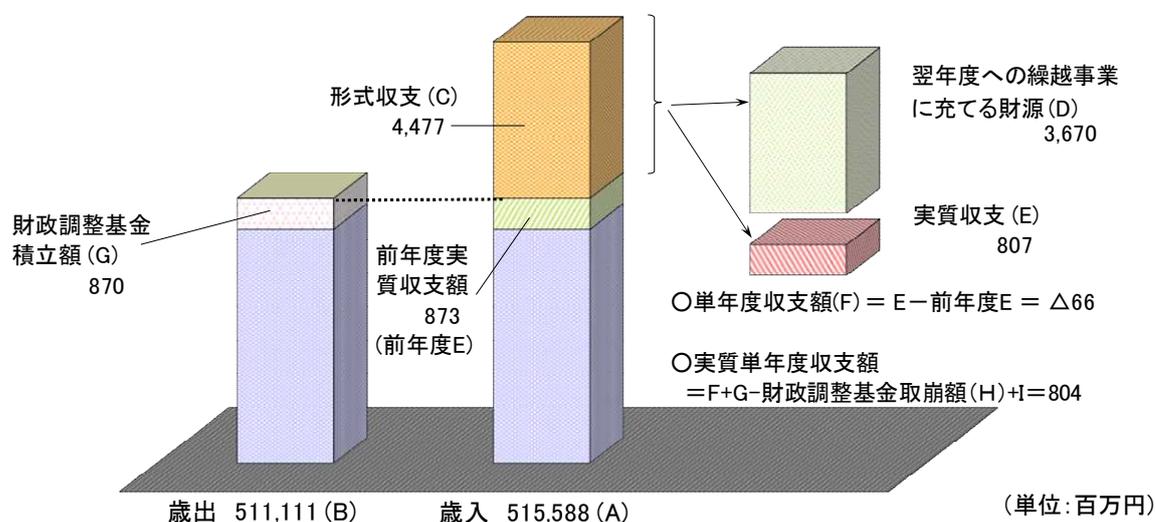
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、8億432万3千円のプラスとなっています。

●平成26年度一般会計決算

(単位：千円・%)

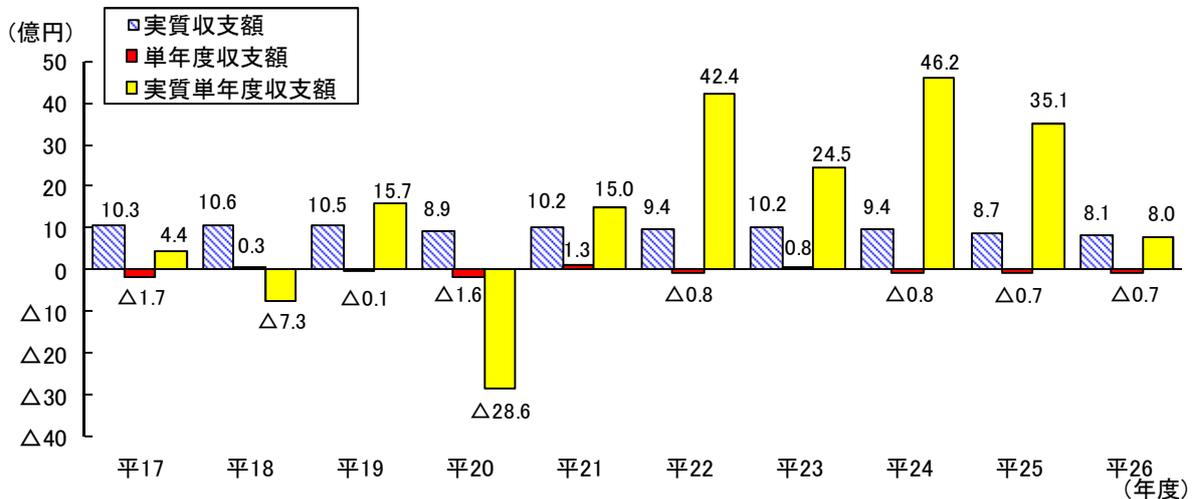
区 分	平成26年度		平成25年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	515,588,002	100.1	515,077,453	105.2
歳出総額 B	511,111,042	100.4	509,277,440	105.1
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,476,960	77.2	5,800,013	117.0
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,669,642	74.5	4,927,237	122.6
(内訳) 繰越明許費	3,669,127	78.3	4,688,042	117.3
事故繰越	515	0.2	239,195	987.7
支払繰延	-	-	-	-
実質収支額 (C-D) E	807,318	92.5	872,776	93.0
単年度収支額 (E-前年度のE) F	△ 65,458		△ 66,124	
財政調整基金積立額 G	869,781	24.3	3,579,725	76.2
財政調整基金取崩額 H	-	-	-	-
地方債繰上償還額 I	-	-	-	-
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	804,323		3,513,601	

【平成26年度収支の状況】



収支状況の推移を見ると、これまで「財政構造改革プログラム」等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。なお、平成26年度は、6年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移

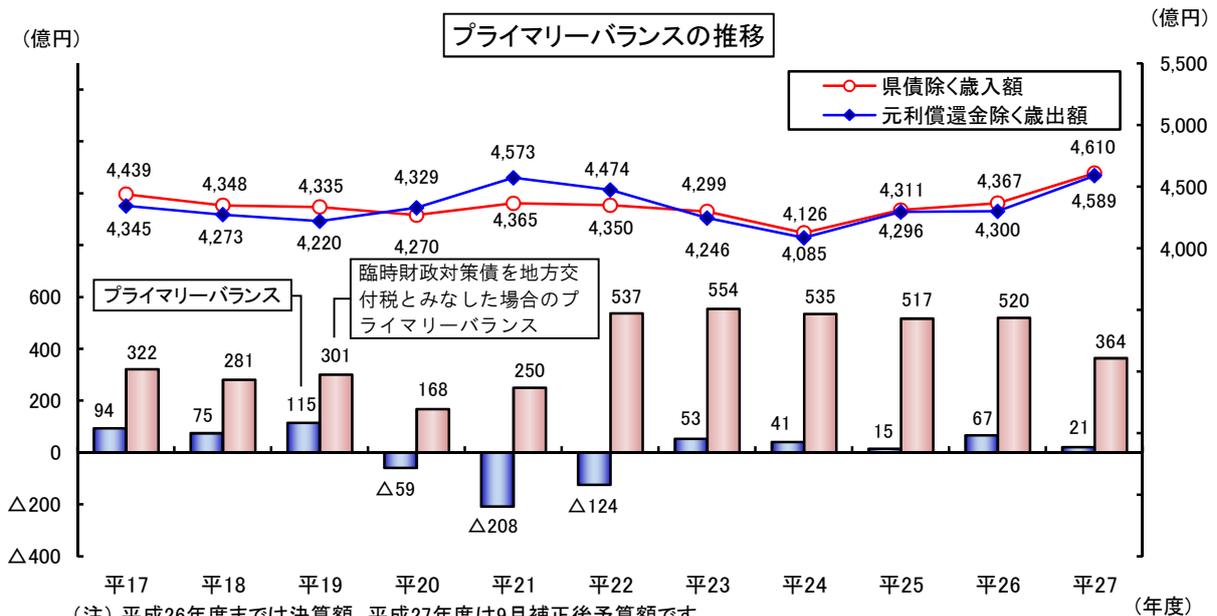


プライマリーバランス*は、平成2年度以降、平成12年度を除き、マイナスの状態が続いていました。その後、平成14年度に「財政構造改革プログラム」を策定し、投資的経費の抑制等の取り組みを進めた結果、県債の発行額が減少し、平成16年度決算からプラスに転換しました。

平成20年度以降は、経済情勢の悪化による県税収入の減少を県債の発行で対応したことや地方交付税の振替措置として国に代わって県が借金している臨時財政対策債の増加などにより、再びマイナスに転じましたが、平成23年度は臨時財政対策債の発行が減少したことによりプラスとなり、その後もプラスを維持しています。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債以外の歳入で賄えていることとなり、逆にマイナスになると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を先送りしている状態と言えます。

*プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債に係る元利償還金を除いた歳出決算額の差



(注) 平成26年度までは決算額、平成27年度は9月補正後予算額です。

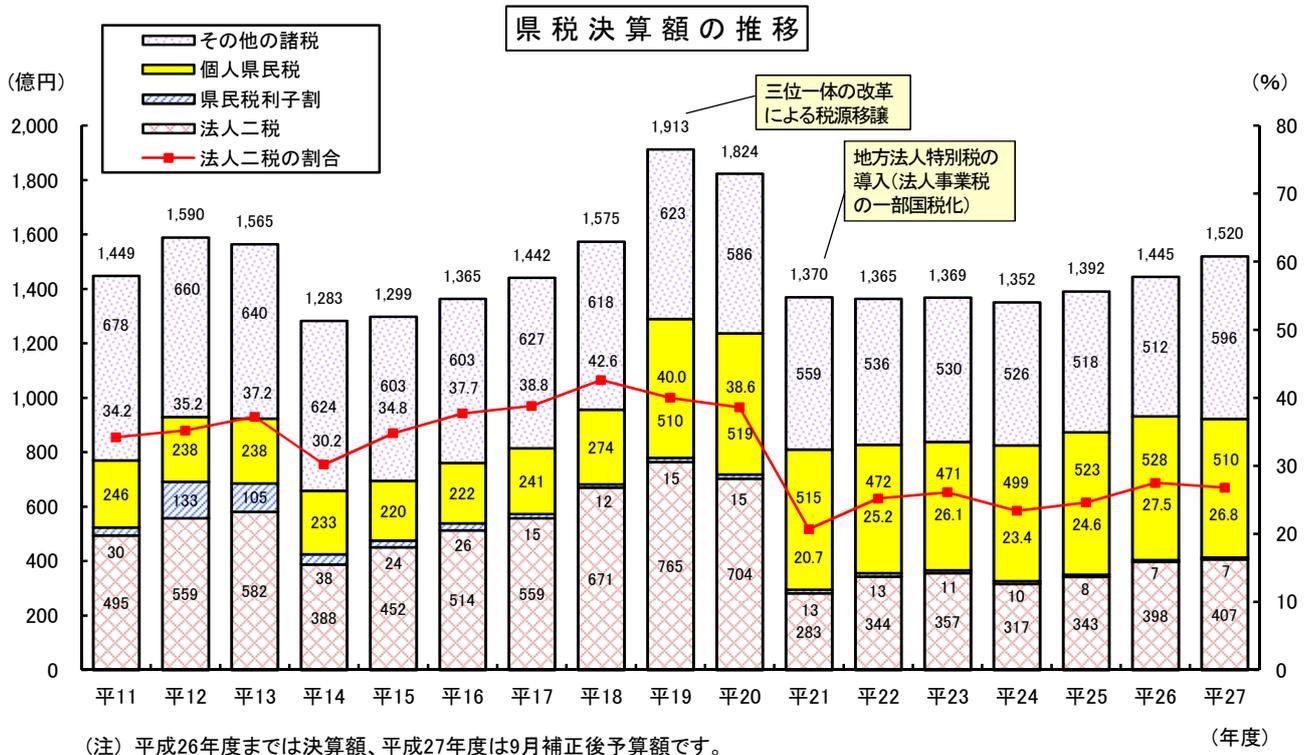
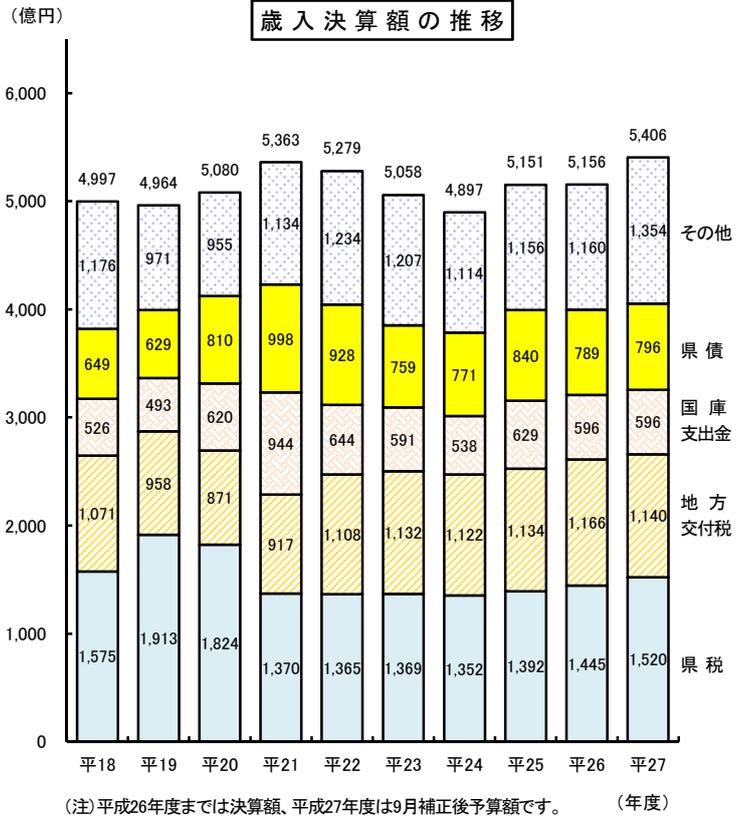
(2) 歳入決算額

○県税

平成 26 年度の我が国の経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、実質国内総生産（実質GDP）成長率はマイナスとなりました。

本県では、昨年に引き続き株価の上昇や企業の配当の増加などにより個人県民税が 527 億 7,321 万 3 千円と前年度に比べ 4 億 2,621 万 6 千円、0.8%の増となるとともに、円安が持続している中で輸出関連企業を中心に企業収益が増加したことなどにより、法人二税は 55 億 188 万 6 千円、16.0%の大幅増となりました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、53 億 6,087 万 8 千円、3.9%増の 1,445 億 4,812 万 9 千円となりました。



○地方譲与税

地方法人特別譲与税が増加したことなどから、前年度に比べ41億3,157万6千円、18.0%増の270億7,082万2千円となりました。

○地方交付税

普通交付税において、臨時財政対策債への振替額の減少に伴い交付額が増加したことなどにより、地方交付税額は、前年度に比べ31億2,419万8千円、2.8%増の1,165億6,690万4千円となりました。

○国庫支出金

地域の元気臨時交付金や地域自主戦略交付金などの減少により、前年度に比べ33億6,035万円、5.3%減の595億5,463万5千円となりました。

○県債

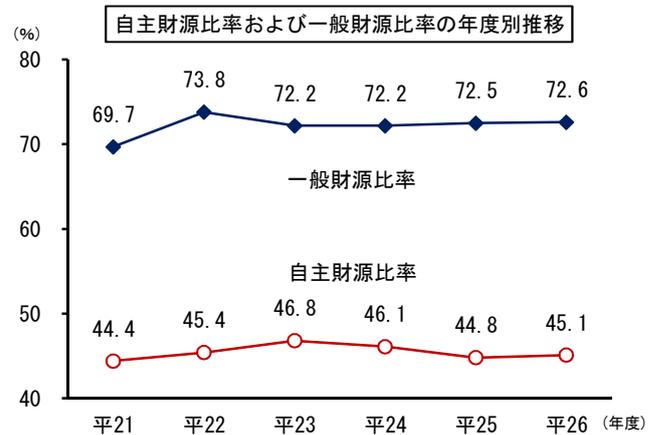
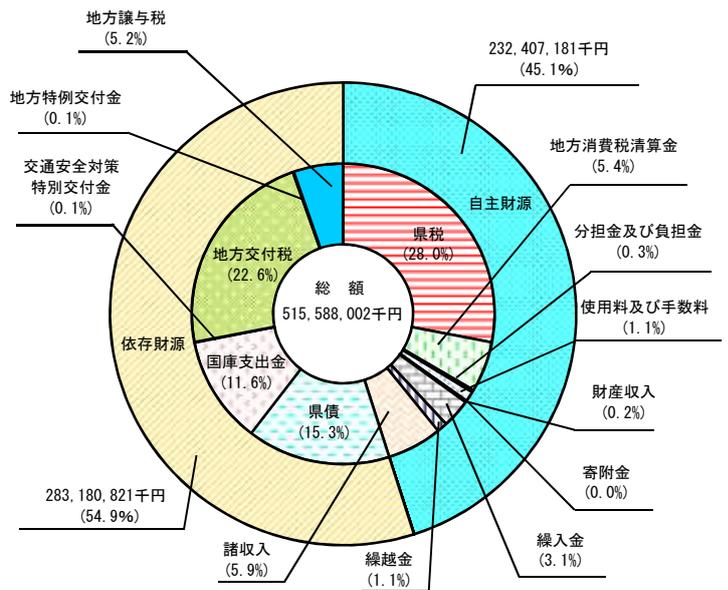
地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ48億6,170万円、9.7%減少したことに加え、臨時財政対策債以外の県債も国の経済対策に伴う事業が完了したことなどにより、2億2,520万円、0.7%の減となったことから、全体では50億8,690万円、6.1%減の789億430万円となりました。

○一般財源比率と自主財源比率

県税および地方譲与税等が前年度に比べ増加したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度から0.1ポイント上昇し、72.6%となりました。

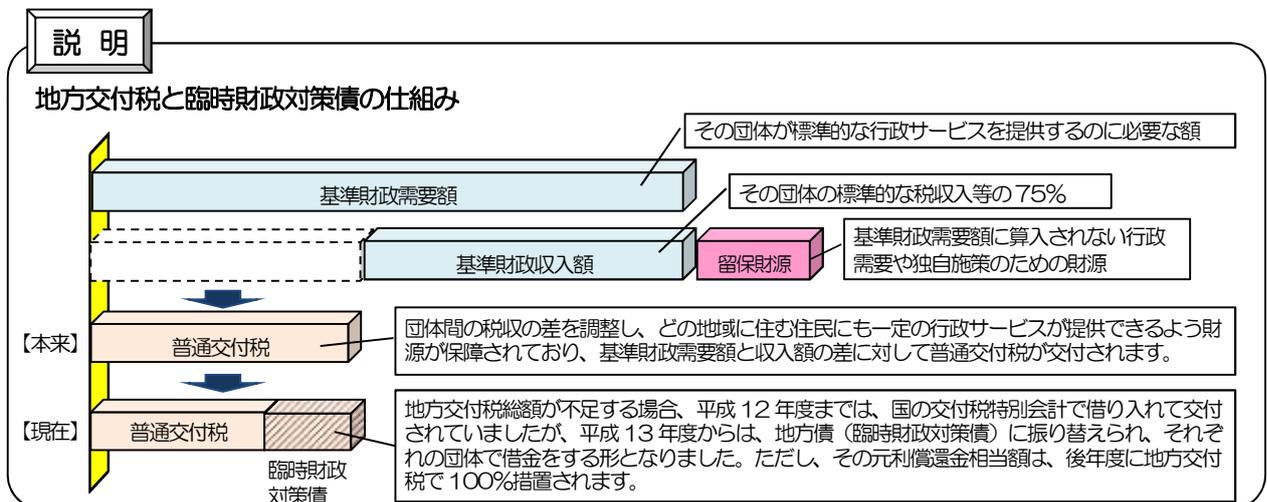
また、県税や地方消費税清算金等の自主財源が増加したことに加え、国庫支出金や県債等の依存財源が減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、0.3ポイント上昇し、45.1%となりました。

歳入決算額の構成図



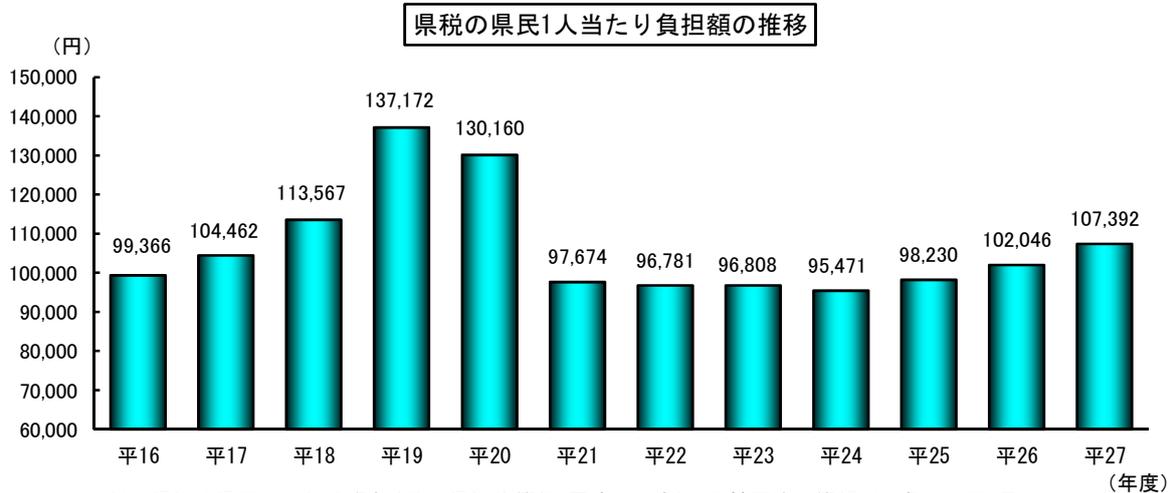
付表 第1表 平成26年度一般会計歳入決算状況 → 61ページ

第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 61ページ



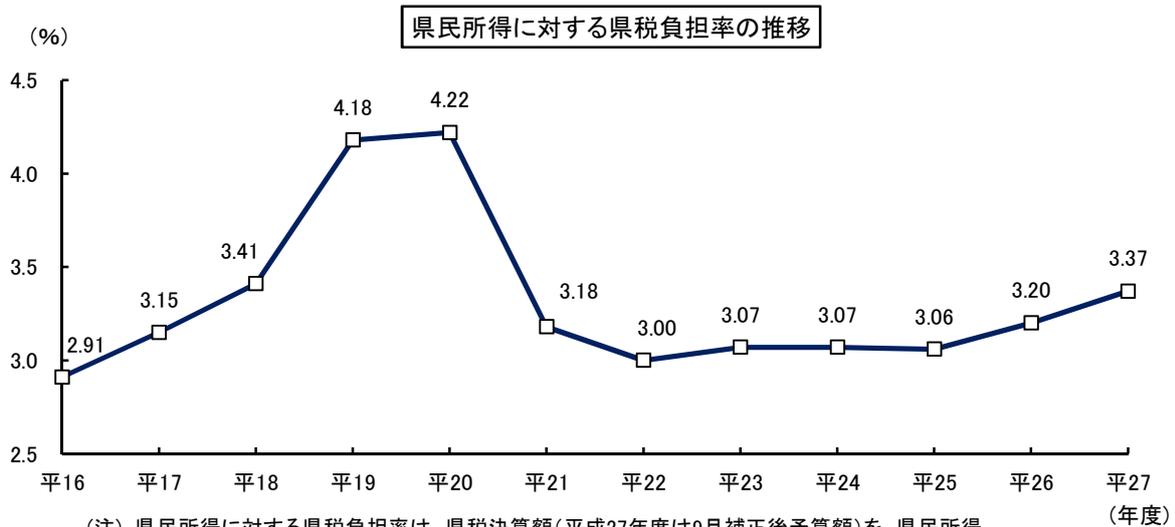
県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県民1人あたりに換算すると、平成26年度決算額で102,046円となります。個人県民税が株価の上昇や企業の配当の増加などにより増収となるとともに、企業収益が増加したことなどにより法人二税も増収となったため、前年度を上回る水準となっています。



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成27年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成17年度および平成22年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率は、平成19年度および平成20年度は県税決算額が大きかったため4%台となっていました。経済情勢の悪化等に伴う県税収入の減により、平成21年度に大きく低下しました。それ以降概ね3%程度の水準で推移していましたが、平成25年度以降は県税決算額の増加に伴い上昇傾向にあります。



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成27年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成24年度までは平成24年度滋賀県民経済計算によるもので、平成25年度および平成26年度は回帰分析による見込値、平成27年度は平成26年度と同額)で除したものです。

付表 第3表 平成25年度～平成27年度県税収入状況 → 62ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 63ページ

(3) 歳出決算額

「滋賀県行財政改革方針」に基づく収支改善に向けた取り組みを着実に進める一方、平成25年の台風18号による被害への対応などに取り組んだことから、歳出規模は、2年連続で前年度を上回りました。

目的別決算額

- 目的別に見ると、農地中間管理事業推進基金への積立金や社会保障関係費の増などにより、前年度に比べて農政水産業費で7.4%、健康福祉費で6.0%それぞれ増加しています。一方、総務費で17.7%、土木交通費で11.4%、商工観光労働費で9.4%それぞれ減少しています。
- 決算額の構成比は、教育費が全体の25.4%(前年度24.8%)を占め、以下、健康福祉費17.4%(同16.4%)、公債費15.9%(同15.7%)、土木交通費9.1%(同10.3%)と続いています。

○総合政策費

公共用地先行取得事業資金貸付事業費や文化振興基金への積立金の減少などにより、15億3,894万8千円、7.3%の減となりました。

○総務費

地域の元気基金や財政調整基金への積立金の減少などにより、49億4,397万3千円、17.7%の減となりました。

○健康福祉費

介護保険給付費県費負担金などの社会保障関係費のほか、子育て支援対策臨時特例基金や地域医療介護総合確保基金への積立金の増加などにより、50億283万5千円、6.0%の増となりました。

○商工観光労働費

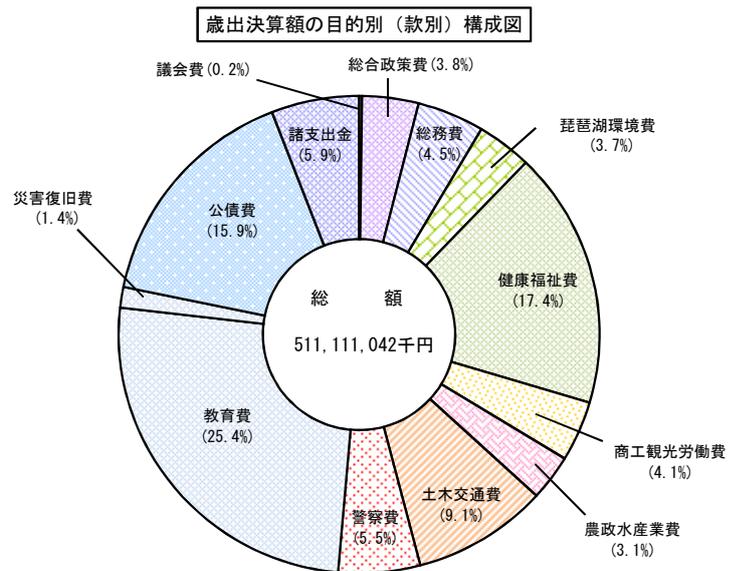
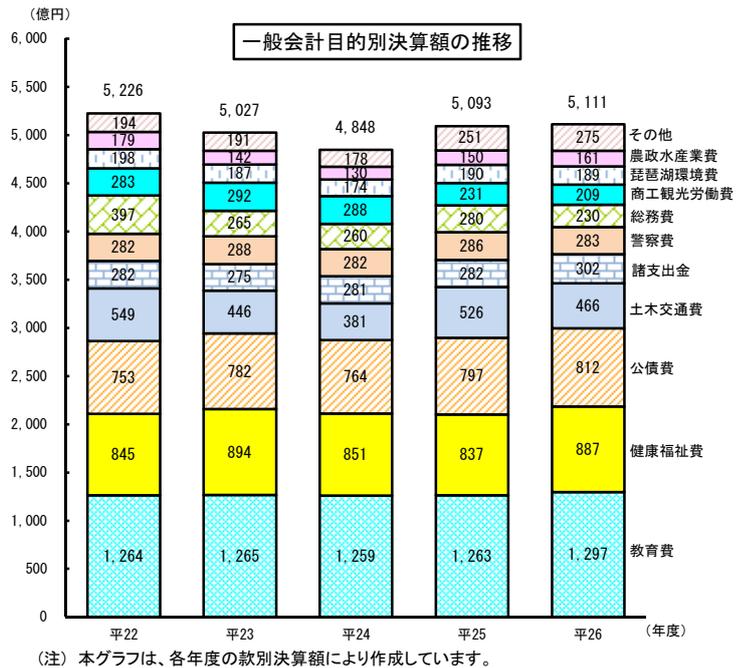
緊急雇用創出事業等臨時特例基金への積立金や緊急雇用創出特別推進事業補助金の減少などにより、21億7,342万9千円、9.4%の減となりました。

○農政水産業費

農地中間管理事業推進基金への積立金の増加などにより、11億1,247万5千円、7.4%の増となりました。

○土木交通費

道路事業で国の経済対策に伴う事業が平成25年度で完了するなど、公共事業費が減少したことなどにより、59億9,601万1千円、11.4%の減となりました。



性質別決算額

- 義務的経費については、給与カットの終了に伴う職員給与費の増により人件費が、また、臨時財政対策債の償還増等により公債費が増加したことから、前年度に比べ2.5%の増となり、構成比は前年度に比べ1.1ポイント上昇して50.0%となり、財政が硬直化した状況が続いています。
- 投資的経費については、国の経済対策に伴う事業が完了したものの、平成25年の台風18号による被害への対応のための災害復旧事業費が増加したことなどにより、前年度に比べ0.9%の増となりました。
- その他の経費については、補助費等などが増となったものの、積立金や貸付金などが減少したことにより、前年度に比べ2.7%の減となりました。

○普通建設事業費

国の経済対策に伴う事業が平成25年度で完了したことなどにより、前年度に比べ32億907万1千円、4.4%の減となりました。

- ① 補助事業費： 河川事業費などが増加したものの、道路事業費で国の経済対策に伴う事業が平成25年度で完了したことなどにより、前年度に比べ36億9,934万7千円、7.8%の減となりました。
- ② 単独事業費： 道路・河川・砂防事業費や危機管理センター整備事業費の増加などにより、前年度に比べ13億1,214万4千円、6.1%の増となりました。
- ③ 国直轄事業負担金： 国営土地改良事業負担金の増加などにより、前年度に比べ9,752万2千円、3.3%の増となりました。

○災害復旧事業費

平成25年の台風18号による被害への対応のため、38億5,846万2千円、129.3%の増となりました。

○人件費

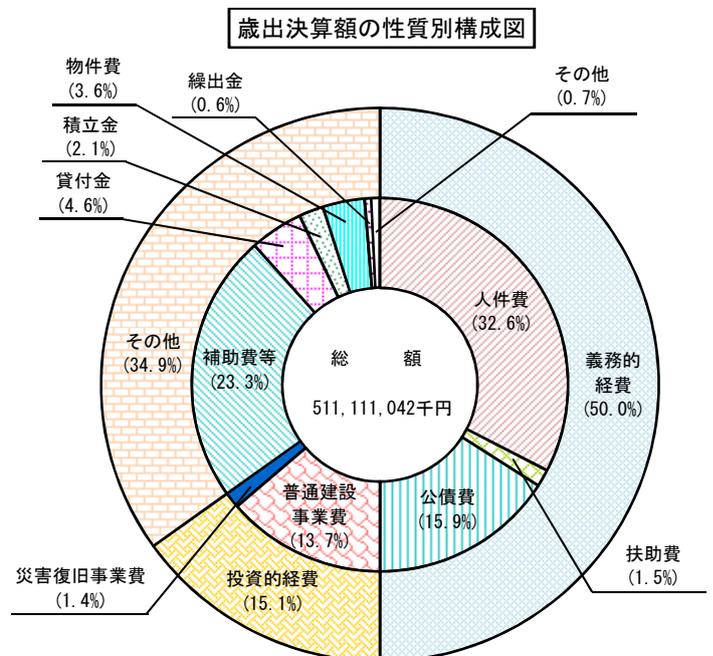
給与カットの終了に伴い、職員給与費が増加したことなどから、42億6,054万円の増となりました。

○補助費等

地方消費税市町交付金や生活福祉資金貸付金補助金の増加などにより、49億5,677万6千円、4.3%の増となりました。

○積立金

子育て支援対策臨時特例基金や公共建築物等長寿命化等推進基金等への積立が増加したものの、地域の元気基金や財政調整基金等への積立が減少したことにより、87億6,828万円、44.7%の減となりました。



地方消費税の税率引き上げによる増収分の活用状況

社会保障と税の一体改革により、地方消費税の税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に活用することとしています。

平成26年度決算における状況は次のとおりです。

引き上げ分の地方消費税収が充当される社会保障関係施策に要する経費

歳入

引き上げ分の地方消費税収

2,437 百万円

※社会保障財源化分の市町への交付金を除いています。

歳出

社会保障施策に要する経費

57,546 百万円

(内訳)

(単位：千円)

分野	事業区分	経費	財源内訳		
			特定財源 (国庫補助金等)	一般財源	
				引き上げ分の 地方消費税①	その他
社会 福祉	児童福祉事業	8,152,194	1,154,097	645,981	6,352,116
	障害者福祉事業	7,727,902	973,791	83,280	6,670,831
	高齢者福祉事業	396,063	47,757	9,131	339,175
	生活保護事業	945,906	591,398	7,795	346,713
	母子福祉事業	321,832	102,800	2,079	216,953
	低所得者支援事業	50,247	50,247	0	0
	その他	1,319	0	13	1,306
	小計	17,595,463	2,920,090	748,279	13,927,094
社会 保険	後期高齢者医療事業	13,363,773	445,390	368,179	12,550,204
	介護保険事業	12,446,823	0	195,300	12,251,523
	国民健康保険事業	10,399,366	174,255	510,083	9,715,028
	小計	36,209,962	619,645	1,073,562	34,516,755
保健 衛生	感染症その他の疾病予防対策	1,975,830	984,940	139,060	851,830
	医療に係る施策事業	1,621,148	1,047,170	475,643	98,335
	その他	143,670	140,398	31	3,241
	小計	3,740,648	2,172,508	614,734	953,406
合	計	57,546,073	5,712,243	2,436,575	49,397,255

○上記①のうち、社会保障施策の充実に充当した地方消費税額（引き上げ分）

1,627,065 千円

<主な施策の内容>

- ・子ども・子育て支援新制度への移行に関連する経費 445,193 千円
- ・地域医療介護総合確保事業に要する経費 473,196 千円
- ・難病・小児慢性特定疾患にかかる助成制度に要する経費 116,098 千円

○上記①のうち、社会保障施策の充実以外の使途に充当した地方消費税額（引き上げ分）

809,510 千円

- ・社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費 473,253 千円
(介護保険給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金など)
- ・消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴う社会保障経費の増（公経済負担分） 336,259 千円

特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は 1,938 億 8,159 万 2 千円、歳出決算額は 1,903 億 6,683 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 35 億 1,475 万 7 千円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町の行う公共施設等の整備事業に対して 1,120 万円を貸し付け、7 億 4,984 万 4 千円の償還を受けました。
母子および寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、264 件、1 億 3,834 万 1 千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、総額 3 億 1,672 万 7 千円の償還を受けました。
就農支援資金貸付事業等	新規就農者の育成を図るための資金として、4 件、2,188 万 6 千円を貸し付けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として 1 億 1,000 万円を貸し付けました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るため下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金 3 億 337 万円を償還しました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,126 億 4,594 万 9 千円の元利償還等を行いました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として 70 億 4,935 万 2 千円を支出するとともに、汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。
公営競技事業	収益事業として経営している競艇事業の経費に 543 億 7,465 万 9 千円を支出しました。そのうち、県民の福祉や教育の充実につながる諸事業の財源として、1 億円を一般会計に繰り出しました。

付表 第 7 表 平成 26 年度特別会計歳入歳出決算状況 → 65 ページ

普通会計決算の概要

○決算収支の状況

平成26年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて28億2,560万7千円減の5,068億3,062万円、歳出が15億1,495万3千円減の5,006億6,123万5千円となりました。

実質収支は、前年度に比べて6,549万9千円減の10億9,993万3千円のプラスとなり、実質単年度収支は、8億428万2千円のプラスとなりました。

●平成26年度普通会計決算

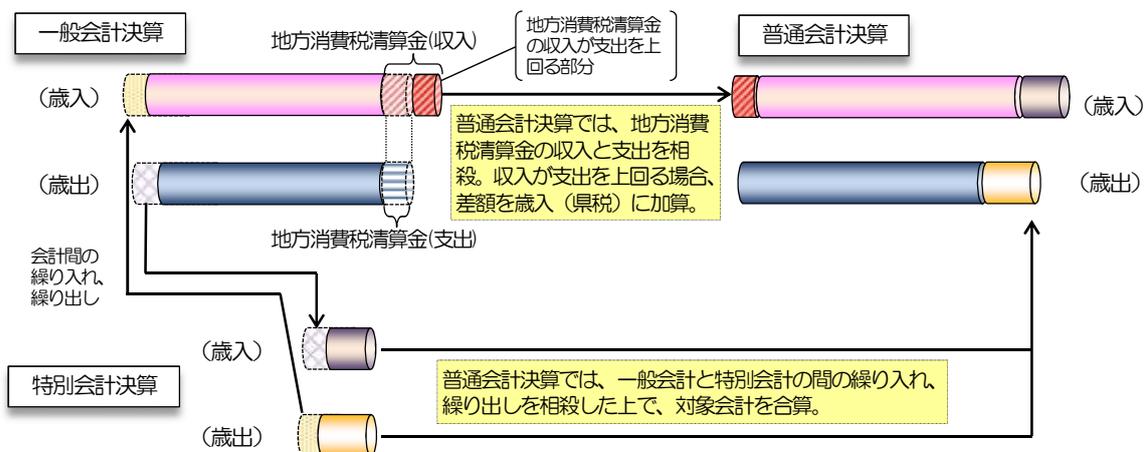
(単位：千円・%)

区 分	平成26年度		平成25年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	506,830,620	99.4	509,656,227	105.8
歳出総額 B	500,661,235	99.7	502,176,188	105.8
歳入歳出差引額 (A-B) C	6,169,385	82.5	7,480,039	111.7
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,069,452	80.3	6,314,607	115.9
実質収支額 (C-D) E	1,099,933	94.4	1,165,432	93.3
単年度収支額 (E-前年度のE) F	△ 65,499		△ 83,881	
財政調整基金積立額 G	869,781	24.3	3,579,725	76.2
財政調整基金取崩額 H	—	—	—	—
地方債繰上償還額 I	—	—	—	皆減
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	804,282		3,495,844	

説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計（公営企業会計および収益事業会計）以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と13の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業と収益事業会計である公営競技事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第8表 平成26年度普通会計歳入決算状況 → 65ページ

第9表 平成26年度普通会計目的別歳出決算状況 → 66ページ

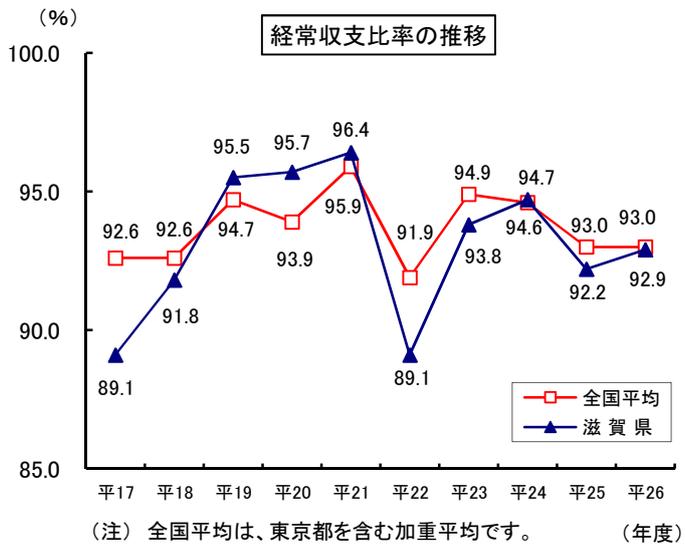
第10表 平成26年度普通会計性質別歳出決算状況 → 66ページ

財政指標から見た滋賀県財政

《平成26年度普通会計決算による財政指標》		
	滋賀県	全国平均
経常収支比率	92.9%	93.0%
実質公債費比率	14.5%	13.1%
将来負担比率	198.7%	187.0%
財政力指数	0.529	0.473

○経常収支比率

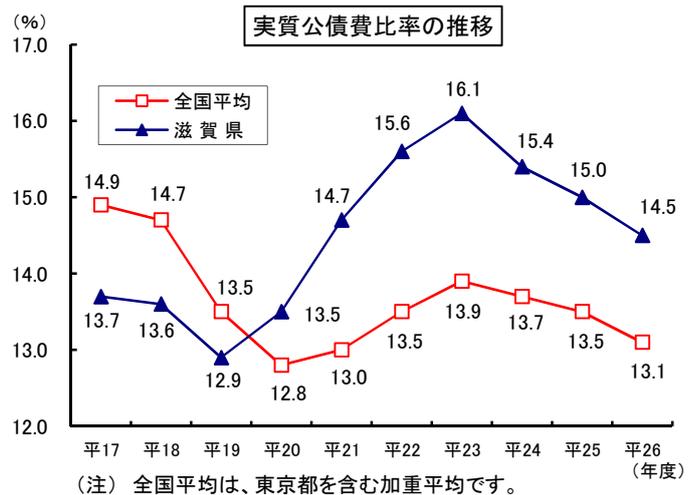
人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない一般財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。



○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が16%未満の団体は、民間資金を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際して国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



説明

一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

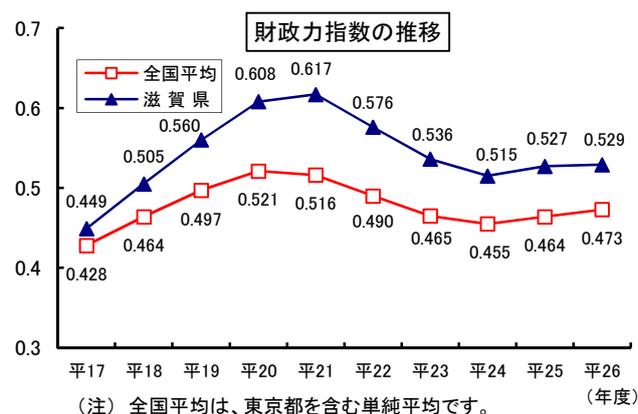
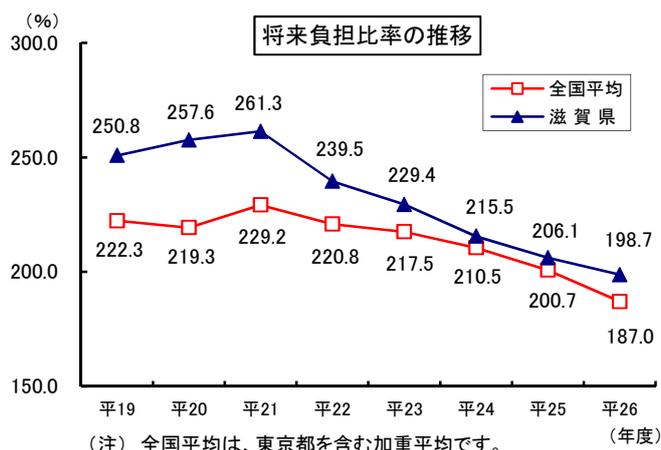
○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税金等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \text{の3カ年分合計} \right) \times 1/3 \times 100 (\%)$$

- A = 元利償還金 (次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)
- B = 元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)
 ※「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。
- C = AまたはBに充てられた特定財源
- D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left(\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

- 将来負担額：aからhまでの合計額
 - a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - b = 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - e = 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額
 - f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - g = 連結実質赤字額
 - h = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：aからhまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$